平成 22 年度　事務事業事後評価調書（平成　21　年度事業）

整理番号	5	―	40

1　事務事業の表示

※ ■ ： 該当

事務事業名	障害程度区分認定事業					
評価者	担当課名		保健福祉課	担当係名		社会福祉係
	管理職	職名	課長	作成者	職名	係長
		氏名	葛西隆		氏名	前田忠和
事業の概要	障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの支給決定を行う際、利用の可否及び報酬単価の決定を行うため、障がい区分の調査を行い、障害程度区分の判定を行う。					

全体計画	/単年度繰返
（平成 20 年度～ 24 年度）	
事業費 国・道支出金	400 千円
地方債	千円
その他	千円
一般財源	400 千円
事業費計	800 千円

実施方法	■ 直営	□ 民間委託	□ その他（　）
第 5 期 総合計画（前期）	■ 登載事業	□ 非登載事業	優先度 B

事業の位置付け		
政策目標	2	ぬくもり・雄武～保健・医療・福祉の充実～
基本施策	9	障がい者支援の充実
単位施策	1	自立支援対策の推進
事務事業の種類	■ 自治事務	□ 法定受託事務
その他計画・根拠等	障害者自立支援法	

事業費 実施年度	20年度（実績）	21年度（実績）	22年度(見込)	23年度(計画)	24年度(計画)
国・道支出金	59 千円	120 千円	124 千円	80 千円	80 千円
地方債	千円	千円	千円	千円	千円
その他財源	千円	千円	千円	千円	千円
雄武町負担額（一般財源）	53 千円	101 千円	126 千円	80 千円	80 千円
合計	112 千円	221 千円	250 千円	160 千円	160 千円

2　事務事業の目的・内容（Plan・Do）

【誰、何が（対象）】	障がい者及び障がい児	望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標）		
【抱える課題やニーズは】	障害程度区分認定調査員や認定審査会委員の後任育成	認定者数		
		指標（指標計算式／解説）	目標値及び実績値	
【どのような状態になることを目指したのか（意図）】	障がい程度区分の適正な判定	① 認定者数	目標年度	平成21年度
			目標値	10 人
			実績値	19 人
			達成度	190.0 %
【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的	障がい者福祉サービスの適正な支給と障害者の福祉向上が図られる。	②	目標年度	
			目標値	
			実績値	
			達成度	%

内容（どのような手段で何を行ったか）	
①障害程度区分の認定調査	資格を有する障害程度区分認定調査員が、障害者自立支援法における障がい福祉サービスの支給決定の可否及び支給量の目安とするため調査を実施する。
②障害程度区分の認定審査	障がい程度区分の認定調査に基づき、審査会委員において審査判定を行う。

3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

必要 必要／概ね必要／課題あり	□義務的なもの □全部 □一部	本事業は、障がい者の福祉サービスの支給決定及び支給量の決定を行うために欠くことのできないものである。当該事業を実施しない場合、障がい者等が必要とするサービスを受けられなくなるため、生活に影響を及ぼす。

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

有効 有効／概ね有効／課題あり	設定した目標値の達成状況 ■達成 □ほぼ達成 □下回る	当該事業を実施したことにより、障がい者の福祉サービスの適正な支給決定を行うことができた。

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

効率的 効率的／概ね効率的／課題あり	判断の理由 ■事業費抑制 □人員削減 ■時間短縮・作業軽減 □その他	緊急的な場合を除き、調査及び審査をまとめて実施したため、事業費の抑制及び時間短縮・作業軽減を図ることができた。これ以上の削減の余地はないと判断する。

(4)事務事業の公平性

公平 公平／概ね公平／公平でない	判断の理由 □受益者負担がある □受益者負担がない □受益が一部に偏る ■その他	障害者自立支援法に基づく、支給決定であり、公平と考える。

4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

自己評価（一次評価）	評価会議評価（二次評価）	町長評価（三次評価）
A		
障がい者の適正なサービス支給と支給量を決定するため、この事業は必要不可欠で障がい者における生活、福祉の向上を図るうえで計画どおり事業を進めることが適当と判断する。		

今後の展開方向
（Action）

継続／現状維持		
障害者自立支援法や町の条例でも規定されており、町が実施することは責務とされ、当分は現状維持が必要である。		

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）